平成２８年（フ）第４６３５号
埼玉県戸田市美女木２丁目23―５―203
破産者　池上　智哉
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６４９号
東京都練馬区貫井１丁目４番11号
破産者　有限会社西川運輸
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６５０号
東京都大田区池上６丁目38―３―603
破産者　武藤みどり
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６８４号
東京都中央区明石町１番29―607号
破産者　株式会社オーシャン
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６８５号
東京都中央区八丁堀４丁目14―１―405
破産者　佐藤　　光
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６８６号
東京都江東区門前仲町２丁目９―11、住民票上の住所東京都練馬区南大泉４丁目50―３―408
破産者　矢野　良子
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７０２号
東京都品川区戸越４丁目10番４号
破産者　有限会社大隅ランドリー
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７０３号
東京都品川区戸越４丁目10―４　広明荘
破産者　黒丸　祐二
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７７０号
東京都豊島区東池袋３丁目１番１号　サンシャイン60
破産者　株式会社カネアカ
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７７１号
東京都豊島区雑司が谷１丁目47―５―303
破産者　赤澤　仁士
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７７３号
東京都台東区下谷２丁目15番１号　東京縫製会館ビル３階
破産者　有限会社アイオイサービス
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７７４号
埼玉県三郷市戸ケ崎４丁目45―1002
破産者　山瀬　幸義
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８１１号
東京都文京区小石川１丁目10番13号
破産者　株式会社ｐｕｒｅＦｉｘ
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８４６号
東京都渋谷区西原３丁目37番８号
破産者　株式会社日本アイ・エム・エス
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８４７号
東京都渋谷区西原３丁目18―２　白ゆりハイツＡ　１号室
破産者　松本寅一郎
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８４８号
東京都渋谷区西原３丁目18―２　白ゆりハイツＡ　１号室
破産者　松本　信枝
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８４９号
東京都渋谷区西原３丁目18―11　白ゆりハイツＢ　２
破産者　松本　晃尚
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８９７号
千葉県千葉市中央区大巌寺町557番地24
破産者　有限会社スペースワーク
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９３７号
東京都三鷹市井口１丁目10番29号
破産者　株式会社朝日工業
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２８７号
東京都江東区亀戸９丁目18―９―202
破産者　櫻井　俊浩
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４２０号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目８―４―204
破産者　渡邉　　修（旧姓宮田）
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部